

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---------------------------------------|---|----------|---------------------------------|--|------------|------------|--------|--------------|-------------|----------------------|-------------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人 の区分 | 国所管、 都道府県 所管の区 | 応札・応募 者数 | |
| ICTを活用した革新的な下水道施設管理手法に関する検討業務 | 支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 足立 敏之 国土交通省水管理・国土保全局 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.10.1 | (財)下水道新技術推進機構 東京都新宿区水道町3-1 | 本業務は、クラウドコンピューティング等ICTの活用による下水道事業の効率化・災害対策強化、及び蓄積データの情報開示や政策立案への活用について、その有効性や課題を検証すると共に、システム及びデータのあり方等について検討することを目的とする。 業務の実施にあたっては、クラウドコンピューティング等ICTの活用による下水道施設管理や改築事業等の効率化及び蓄積データの政策への反映について、ICT導入に関する留意点やICTを活用することによる下水道事業への効果に関しての専門的な知見に基づく検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、(財)下水道新技術推進機構の提案は、広域管理やアセットマネジメントといったICTの活用による利点が記載されているだけでなく、データ形式の規格化やステークホルダーとの連携、セキュリティ対策などのデータの一元管理に際して必要な視点が網羅されており、さらにはデータの活用方法の検討に先立って、データ種別とステークホルダーの整理やデータの利用者数と利用方法の関係の整理をし、データを体系的に扱おうという内容が記載されており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び独創性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、(財)下水道新技術推進機構と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 | 14,994,000 | 14,994,000 | 100.0% | 2 | 特財 | 国所管 | 6 | |
| アセットマネジメント手法を踏まえた下水道施設の長寿命化に関する調査検討業務 | 支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 足立 敏之 国土交通省水管理・国土保全局 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.10.3 | (財)下水道新技術推進機構 東京都新宿区水道町3-1 | 下水道整備の進展に伴い、下水道施設ストックが増大するとともに老朽化も進んでいることから、各施設において戦略的な維持管理を実施するため、長寿命化計画策定の推進を図るとともに、増大する下水道施設を効率的に管理し、下水道サービスを安定的に確保する必要がある。このため、本業務では、下水道施設全体を最適化するアセットマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定手法の検討を行う。 本業務の実施にあたっては、下水道施設へのアセットマネジメント手法の導入を検討するために必要な下水道事業の財政計画や事業計画、下水道長寿命化計画策定に関する下水道施設の更新・長寿命化手法等の高度な専門的知見を必要とするため、企画競争する必要があった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、(財)下水道新技術推進機構の企画提案書は、アセットマネジメント手法を導入するにあたり考慮すべき事項として、中長期経営計画やLCC最適化について記述されているとともに、下水道の長寿命化計画とアセットマネジメントの関係について適切に表現されていることから、特定しようとする者の提案は、業務の実現性が高く妥当であると判断したため、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として(財)下水道新技術推進機構と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 | 10,930,500 | 10,920,000 | 99.9% | 2 | 特財 | 国所管 | 3 | |
| 社会実験を活用した道路利活用に関する調査検討業務 | 支出負担行為担当官 道路局長 前川 秀和 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.10.4 | (財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1 | 本業務は、平成24年度に各地域で公募により実施する道路に関する社会実験の結果を整理するとともに、実験終了後の支援方策を検討すること等により、社会実験を活用した道路利活用について検討することを目的とするものである。 本業務の実施にあたっては、社会実験等に関する実務的に高度な知識と豊富な経験が必要となる。このため、事業者の選定にあたっては、企画提案の審査により最適な事業者を特定する企画競争方式とした。提案書を提出したのは、財団法人国土技術研究センターを含む2者であったが、ヒアリング、実施方針、特定テーマに対する技術提案等において、本業務を的確に遂行する高度な能力は十分にあるとの審査結果となった。 以上のことから、当該業務の実施者として、財団法人国土技術研究センターを選定し、随意契約を行うものである。(会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号) | 4,977,000 | 4,935,000 | 99.2% | 2 | 特財 | 国所管 | 2 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|------------------------------|---|-----------|--|--|------------|------------|--------|--------------|-------------|----------------------|-------------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人 の区分 | 国所管、 都道府県 所管の区 | 応札・応募 者数 | |
| 市民団体等による水質調査の活用方策検討業務 | 支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 足立 敏之 国土交通省水管理・国土保全局 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.10.5 | (財)河川環境管理財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9 | 本業務は、これまでに蓄積された市民団体等による水質調査事例の収集・整理及び調査結果の評価を行い、よりの確に水環境を把握する方策等を検討するものである。 本業務の実施に当たっては、全国で行われている市民団体等による水質調査から事例を体系的に収集・整理し、調査結果の信頼性の評価を的確に行うとともに、市民団体等と河川管理者が連携してよりの確に水環境を把握する方策を検討するための専門的な技術が求められることから、企画提案させる必要があった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、(財)河川環境管理財団の提案は、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現性で優れており業務の進め方が効率的かつ具体的であることから、他社と比べて最も優れていると企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を履行できるのは(財)河川環境管理財団のみであるため、随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 | 7,969,500 | 7,969,500 | 100.0% | 2 | 特財 | 国所管 | 3 | |
| 国際埠頭施設における保安措置の効率化に関する検討業務 | 支出負担行為担当官 国土交通省港湾局長 山縣 宣彦 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.10.5 | (特社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5 | 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4の第3項 専門的知識を有する者から業務提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため | 9,701,569 | 9,555,000 | 98.5% | 8 | 特社 | 国所管 | 1 | |
| 避難行動に繋がる洪水ハザードマップ作成に関する検討業務 | 支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 足立 敏之 国土交通省水管理・国土保全局 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.10.9 | (財)河川情報センター 東京都千代田区麹町1-3 ニッセイ半蔵門ビル | 本業務では、堤防決壊などによる大規模な水害時に浸水想定区域内の浸水の特性等を分かりやすく情報提供することにより、住民自身の適切な安全避難行動に繋がるようなハザードマップとする検討を行い、「洪水ハザードマップ作成の手引き(平成17年6月国土交通省河川局治水課)」の改訂を行うものである。 業務の実施にあたっては、浸水深と浸水継続時間、氾濫流による家屋の損傷等の避難時の危険性を分析したうえでハザードマップへの記載内容を工夫すること、加えて有識者等から意見を聴取するなど、極めて専門的な技術が求められることから、企画競争による手続きを行った。 その結果、(財)河川情報センターの企画提案では、業務遂行の的確性と実現性が示されたことから、優れている者であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、(財)河川情報センターと随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 | 7,003,500 | 6,993,000 | 99.9% | 5 | 特財 | 国所管 | 4 | |
| 平成24年度港湾事業における企業会計手法の導入等検討調査 | 支出負担行為担当官 国土交通省港湾局長 山縣 宣彦 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.10.16 | (特社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5 | 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4の第3項 専門的知識を有する者から業務提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため | 15,006,412 | 14,700,000 | 98.0% | 8 | 特社 | 国所管 | 3 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|-------------------------------|--|-----------|--------------------------------------|--|-----------|-----------|-------|--------------|-------------|----------------------|-------------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人 の区分 | 国所管、 都道府県 所管の区 | 応札・応募 者数 | |
| 定期借地権及び継続賃料にかかる評価のあり方に関する検討業務 | 支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 佐々木 基 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.10.18 | (公社)日本不動産鑑定士協会連合会 東京都港区虎ノ門3-11-15 | 企画競争 会計法第29条の3第4項、 予決令第102条の4第3号 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、定期借地権及び継続賃料にかかる鑑定評価方法の検討を行うものである。 本業務の実施にあたり、企画競争の実施について(平成18年11月16日付国官会第936号)に基づき企画提案書の応募を行ったところ、(公社)日本不動産鑑定士協会連合会から企画提案書が提出された。企画競争有識者委員会及び企画競争実施委員会の審議の結果、実施方針、特定テーマに係る提案、業務の実施態勢の充実度、担当予定職員の適性、企画提案書のとりまとめ等が的確であると認められたことから、(公社)日本不動産鑑定士協会連合会を委託するにあたっての最適格者と判断し特定したものである。 よって、本業務は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、(公社)日本不動産鑑定士協会連合会と随意契約を行う。 | 4,462,500 | 4,399,500 | 98.6% | 1 | 公社 | 国所管 | 1 | |
| 災害時における港湾施設の早期機能復旧に向けた方策等検討業務 | 支出負担行為担当官 国土交通省港湾局長 山縣 宣彦 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.10.22 | (特社)日本海上起重技術協会 東京都中央区日本橋馬喰町1-3-8 | 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4の第3項 専門的知識を有する者から業務提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため | 5,850,215 | 5,790,000 | 99.0% | - | 特社 | 国所管 | 1 | |
| 平成24年度 鉄道車両内磁界の評価に関する調査研究 一式 | 支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 藤井 健 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.10.23 | (公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38 | 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 鉄道の技術基準においては、これまで磁界に関する規定は設けられていなかったが、近年、最新の知見を取り入れた国際非電離放射線防護委員会(ICNIRP)のガイドラインの改訂が行われたこと等を踏まえ、本年度、鉄道電気設備から定期的に発生する50Hzと60Hzの磁界について、規制を実施したところである。しかしながら、鉄道車両に搭載される制御器等から発する磁界については、空間的・時間的に非一様に分布しており、かつ時間的に非定常であることから、規制のあり方について検討を行う必要がある。 したがって、本調査は、鉄道車両内における磁界評価に必要な項目の検討及び基本的な磁界分布プログラムの作成、さらに体内誘導電界の影響の概要を把握した上で、計算プログラムを作成することを目的とする。 本業務の実施にあたっては、鉄道技術及び変動磁界について豊富な知見を有しているとともに、さらに、当該調査報告をまとめるにあたっては、鉄道特有の磁界等に関する国際規格や電磁界による人体への影響の評価手法について精通している必要がある。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。 | 8,043,273 | 7,990,500 | 99.3% | 1 | 公財 | 国所管 | 1 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|-------------------------------------|--|-----------|----------------------------------|---|------------|------------|--------|--------------|-------------|----------------------|-------------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人 の区分 | 国所管、 都道府県 所管の区 | 応札・応募 者数 | |
| 平成24年度 鋼とコンクリートの複合構造物の設計に関する調査研究 一式 | 支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 藤井 健 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.10.24 | (公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38 | 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 鉄道構造物のうち、鋼とコンクリートの複合構造物については駅部等の狭隘な空間で工事を行う際、強度的に優れ、施工性が良いことから近年では多く用いられている。 一方、設計に用いる基準としては平成10年に制定された「鉄道構造物等設計標準(鋼とコンクリートの複合構造物)」を用いているところであるが、制定されてから既に10年以上経過していることもあり、その間に各種技術開発により複合構造物の性能が飛躍的に向上していること、コンクリート等の他の構造物の設計法が変更されており、鋼とコンクリート構造物についてもこれらを踏まえた設計方法の確立が求められているところである。 本業務は鋼とコンクリート構造物の設計について、各種最新の知見を取り入れた性能照査型設計体系への移行を図るため調査であり、過年度において1鋼・コンクリートの複合構造物に適用可能な全体構成及び標準的な性能照査式の整理をするとともに、2新たな知見として、これまで適用範囲外としてきた高強度材料の適用等による技術的検討を進めてきた。 本年度については、昨年度までに得られた課題を踏まえ、高強度材料を適用した算定法の検討等を行い、技術基準としての整理を行い、性能照査型設計法へ導入することとしている。 本業務の実施にあたっては、合理的かつ信頼性の高い調査の実施が必要であり、鉄道技術について豊富な知識を有し及びデータを集積し、解析できる知見を有することが求められる。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施し評価した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。 | 24,286,336 | 23,940,000 | 98.6% | 1 | 公財 | 国所管 | 1 | |
| 観光地域における評価のあり方等に係る基礎検討業務 | 支出負担行為担当官 観光庁次長 志村 格 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.10.24 | (公財)日本交通公社 東京都千代田区大手町2-6-1 | 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務では、観光地域について一般的に評価すべき事項及び日本を代表する地域資源がある観光地域の評価すべき事項等を調査し、有識者の意見を得ながら、その測定手法について基礎的な検討を行うものである。 本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 | 10,942,837 | 10,942,837 | 100.0% | - | 公財 | 国所管 | 5 | |
| 道路空間のグリーン化に関する調査検討業務 | 支出負担行為担当官 道路局長 前川 秀和 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.10.25 | (財)日本緑化センター 東京都港区赤坂1-9-13 | 本業務では、道路空間のグリーン化の推進に向けた考え方を整理し、道路管理者が道路空間のグリーン化を行う際の参考となる資料をとりまとめる。 (1) 道路空間の緑化の推進に向けた新たな考え方や手法の検討 (2) ヒートアイランド対策としての道路空間のグリーン化の検討 (3) 道路緑化の指標の検討 (4) 道路空間のグリーン化に関する参考資料の作成 本業務の実施にあたっては、道路緑化やヒートアイランド対策に関する調査検討に係る豊かな経験と高度な知識が求められるとともに、技術提案の具体的な業務内容に重点をおいて評価することが必要であることから、実施しうる者を特定するため、企画競争方式に基づき、企画競争実施委員会を実施した。 提案書を提出したのは財団法人日本緑化センターを含め4社あったが、技術者評価、ヒアリング、実施方針その他、特定テーマに対する技術提案において評価が高く、総合的にも評価の高かった財団法人日本緑化センターが本業務を的確に遂行できるとの審査結果となった。 以上のことから、当該業務の実施者として、財団法人日本緑化センターを選定し、随意契約を行うものである。(会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号) | 16,002,000 | 15,960,000 | 99.7% | 2 | 特財 | 国所管 | 5 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|---|-----------|--|---|-----------|-----------|--------|--------------|-------------|----------------------|-------------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人 の区分 | 国所管、 都道府県 所管の区 | 応札・応募 者数 | |
| 災害時・緊急時に対応した避難経路等のバリアフリー化と情報提供のあり方に関する調査研究 一式 | 支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 藤井 健 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.10.31 | (財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1 | 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 今般発生した東日本大震災により、災害時の情報入手や避難等について弱い立場にある要援護者(高齢者・障害者等)は、避難経路や避難施設等の状況により移動や利用が困難であるため、避難が遅れて被災する危険性が高いことが明らかとなった。 これをふまえ、高齢者、障害者等への災害時・緊急時に対応した避難経路等のバリアフリー化と情報提供のあり方について検討を行う。本事業を適切に実施するためには、バリアフリー法を熟知しているだけでなく、地方自治体や事業者等で先駆的に行われている災害時への取組に関する豊富な知見等を有している必要があるが、災害時・緊急時に対応した避難経路等のバリアフリー化と情報提供のあり方を検討するというこれまでに殆ど調査・研究されていない分野に関し、当局において詳細な知見等を有しておらず、具体的な仕様を取りまとめることができない。 このため、災害時・緊急時に対応した避難経路等のバリアフリー化と情報提供のあり方を検討するために必要となる調査項目・調査内容・調査方法・実施フローについて提案を求め、最も優れた企画を選定することにより、効果的かつ効率的な検討ができるものと考えられ、企画競争を実施することとした。 提案要領に基づき企画競争を実施した結果、当該法人は、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項に該当するため、当該法人を請負先として選定するものである。 | 5,796,686 | 5,796,000 | 100.0% | 2 | 特財 | 国所管 | 6 | |
| 観光消費額の月次把握手法に関する研究調査 | 支出負担行為担当官 観光庁次長 志村 格 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.10.31 | (社)日本観光振興協会 東京都中央区新川1-6-1 | 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、我が国における観光消費額及び観光動向を推計するための基礎データを正確かつ迅速に月次で把握し、かつその結果公表を1ヶ月以内に実施する手法の開発を行うものである。その為に試験調査を実施するとともに、結果から拡大推計した観光消費額等と既存推計との整合性について検証を実施するものである。 本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 | 9,956,562 | 9,956,562 | 100.0% | 3 | 特社 | 国所管 | 3 | |
| 美しい海辺を守る災害復旧ガイドライン改訂検討業務 | 支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 足立 敏之 国土交通省水管理・国土保全局 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.11.1 | (財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1 ニッセイ虎ノ門ビル | 本業務は、平成13年に作成した「美しい海辺を守る災害復旧ガイドライン(案)」について、東日本大震災を受け、津波に対する海岸堤防や河口部の河川堤防の整備における景観への配慮事項や改訂された各種技術基準を反映した改訂案をとりまとめるものであり、技術基準を熟知したうえで景観等への配慮事項を反映した改訂案を検討するための高度な専門技術が必要である。 したがって、企画競争による手続きを行い、その結果、(財)国土技術研究センターの企画提案は、業務の実施方針が具体的であり、また、景観・環境への配慮と、粘り強い堤防による復旧を両立させるための外力として越流流速を見込むことなど独創的な知見を踏まえた提案となっており、最も優れていると企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、(財)国土技術研究センターと随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 | 8,998,500 | 8,925,000 | 99.2% | 2 | 特財 | 国所管 | 2 | |
| 東北広域観光テレビ宣伝事業業務請負 | 支出負担行為担当官 東北運輸局長 清谷 伸吾 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 | H24.11.2 | (財)NHKインターナショナル 東京都渋谷区宇田川町7-1 | 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4 企画提案書を審査した結果、提案書評価基準において高い評価となったため | 2,790,274 | 2,739,125 | 98.2% | - | 特財 | 国所管 | 1 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|--|-----------|--|--|------------|------------|--------|--------------|-------------|----------------------|-------------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人 の区分 | 国所管、 都道府県 所管の区 | 応札・応募 者数 | |
| 平成24年度 諸外国における 鉄道の電磁界規制等に関する 調査研究 一式 | 支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 藤井 健 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.11.5 | (公財)鉄道総合技術研究 所 東京都国分寺市光町2-8- 38 | 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 送電線等の電気設備から発生する電磁界による健康影響に対する社会的な関心の高まりから、1996年に世界保健機関(WHO)は国際電磁界プロジェクトを立ち上げた。その成果は、WHOファクトシートNo. 322等として公表されている。 こうした状況を踏まえ、経産省は国際規格に基づき平成23年3月に電気設備に関する技術基準を定める省令を改正し、電線路や変電所等の電気設備からの交流磁界による人体への健康影響の防止に関する規制を実施した。 また、国交省においても鉄道の電気設備について、本年8月より、経産省と同様の規制を実施することとしたところである。 一方、鉄道の設備については、経産省が規制した交流磁界の他に、静磁界や変動磁界が発生する。このため、本調査研究は、国際規格に則った諸外国の鉄道磁界の人体防護に関する規制実施状況や測定方法等の詳細をはじめとして、各地域の動向等の調査を行うことにより、今後、国内における磁界規制のあり方を検討する際の参考とすることを目的としている。 本業務の実施にあたっては、鉄道技術について豊富な知見を有しているとともに、さらに、当該調査報告をまとめるに当たって、鉄道に関する国際規格や海外の鉄道事情に精通している必要がある。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、最も高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。 | 15,994,885 | 15,960,000 | 99.8% | 1 | 公財 | 国所管 | 1 | |
| 平成24年度 土木工事積算に 関する検討業務 | 支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井 健 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.11.12 | (財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1 | 本業務は、国土交通省が定める土木工事標準積算基準書について、近年、公共工事の事業量の縮減など、公共事業を取り巻く社会環境や経済情勢が大きく変化しており、そのような社会状況の変化に対応するべく、より現場実態に見合った標準積算基準とするための基礎資料を作成するものである。本業務を遂行するにあたっては、公共土木工事の積算における直接工事費や一般管理費等の算出方法を網羅的に把握するとともに、様々な要素を持つ不調・不落の発生要因について分析を行うために必要となる知識と能力、及び技術力を有することが必要である。このため、上記に沿った優秀な企画を調達するため、企画競争を採用するものである。上記の企画競争に基づいて審査した結果、財団法人国土技術研究センターの企画提案書が、企画競争有識者委員会における専門的、技術的な見地も踏まえ、具体的で実現可能な企画提案として、大臣官房技術調査課企画競争等実施委員会において特定された。したがって、本業務を遂行するにあたっては、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4の第3号の規定により、財団法人国土技術研究センターと随意契約を行うものである。 | 11,959,500 | 11,959,500 | 100.0% | 2 | 特財 | 国所管 | 1 | |
| 経済社会動向の変化を踏まえ た今後の港湾政策に反映させ るべきニーズの検討調査業務 | 支出負担行為担当官 国土交通省港湾局長 山縣 宣彦 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.11.28 | (特社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5 | 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4の第3項 専門的知識を有する者から業務提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため | 35,231,480 | 35,175,000 | 99.8% | 8 | 特社 | 国所管 | 1 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|-----------------------------|--|-----------|------------------------------------|--|------------|------------|-------|--------------|-------------|----------------------|-------------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人 の区分 | 国所管、 都道府県 所管の区 | 応札・応募 者数 | |
| 東日本大震災を踏まえた鉄道の防災・減災に関する調査一式 | 支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 藤井 健 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.11.29 | (公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38 | 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 これまでの鉄道構造物の地震・津波対策は、コンクリート構造物等の崩壊のメカニズムが明らかとなっている対策に限って実施してきたところであるが、東日本大震災において、盛土等の土木構造物の被害や津波による地下鉄道の浸水が発生したことから、これらの構造物に対する被害防止対策の実施が必要となっている。 そこで、首都圏等の路線延長が長く、複雑な地形を有している地域において、優先的に対策する箇所を選定し、効率的で効果的な対策方法を打ち出す必要がある。 しかし、盛土の崩壊のメカニズムや地下鉄道の避難の方法に関する詳細な知見を有していないことから具体的な仕様をとりまとめることができない。 このため、盛土の崩壊の危険度の高い箇所の絞り込みや地下鉄道からの避難時間の推計のために必要となる調査項目・内容・実施フローについて整理し、効果的で効率的に鉄道の防災・減災対策を実施するための調査を行う。 本業務の実施にあたっては、鉄道技術について豊富な知識及び経験を有している必要があり、さらに、当該調査報告をまとめるにあたっては、鉄道事業者からの協力を得ることができる体制を有することが必要である。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施し評価した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。 | 29,983,201 | 29,820,000 | 99.5% | 1 | 公財 | 国所管 | 2 | |
| ウォーターフロント開発における防災機能のあり方検討業務 | 支出負担行為担当官 国土交通省港湾局長 山縣 宣彦 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.11.30 | (特社)ウォーターフロント開発協会 東京都港区芝浦3-11-9 | 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4の第3項 専門的知識を有する者から業務提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため | 10,021,074 | 9,985,500 | 99.6% | 8 | 特社 | 国所管 | 1 | |
| 港湾における海底土砂の取扱いに関する技術的検討業務 | 支出負担行為担当官 国土交通省港湾局長 山縣 宣彦 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.11.30 | (特社)底質浄化協会 東京都中央区新富1-12-7 | 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4の第3項 専門的知識を有する者から業務提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため | 20,275,775 | 20,139,000 | 99.3% | 4 | 特社 | 国所管 | 5 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|-----------------------------------|--|----------|----------------------------------|---|------------|------------|-------|--------------|-------------|----------------------|-------------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人 の区分 | 国所管、 都道府県 所管の区 | 応札・応募 者数 | |
| 平成24年度 鉄道橋りょうの設計に関する調査研究 一式 | 支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 藤井 健 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.12.5 | (公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38 | 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 鉄道橋りょうに関する設計は、平成16年に「鉄道構造物等設計標準・同解説(コンクリート構造物)」の改正を行い、構造物ごとに求められている目的に合った性能を定めて設計を行う性能照査型設計法が導入され、新技術の導入、複雑な橋りょうの設計への対応が可能となった。 一方で、従来に比べ複雑な照査により時間と費用を要することとなり、経済的及び合理的に成果物を得るためには設計実務者の性能照査型設計法に係る、より深い理解が求められており、鉄筋コンクリート桁の照査過程における考え方及び留意事項を取りまとめることが必要とされている。過年度より各種鉄筋コンクリート桁について、走行条件及び構造寸法別に試設計を行い、各々の照査結果の特性を確認するとともに、照査値に影響を及ぼす設計条件について把握を行った。 本年度については、荷重モデル及び構造解析モデルの設定の適用範囲の明確化など、設計標準に明記されていない考え方について課題として抽出し、その課題への対応について、設計標準との適合を配慮し整理することとしている。 本業務の実施にあたっては、合理的かつ信頼性の高い調査の実施が必要であり、鉄道技術について豊富な知識を有し及びデータを集積し、解析できる知見を有することが求められる。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施し評価した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。 | 13,697,506 | 12,915,000 | 94.3% | 1 | 公財 | 国所管 | 1 | |
| 平成24年度 鉄道構造物(土構造物)の延命化に関する調査研究 一式 | 支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 藤井 健 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.12.5 | (公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38 | 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 我が国の鉄道は、明治5年に新橋～横浜間の開業を皮切りに明治、大正時代から現在に至るまで多くの路線が整備されているところである。これら鉄道のストックは膨大であり、建設されてから100年以上経過している鉄道構造物も存在している。今後、これら鉄道構造物の維持方法については大きな課題であり、そのための延命化対策等の開発が望まれているところである。 本調査は、鉄道構造物のうち約8割を占める土構造物のなかで、全国で約20万箇所以上存在している土留め擁壁の適切な健全度評価方法、及び延命化対策について調査研究を行うことを目的としている。 土留め擁壁については、これまで目視による健全度評価のみであったが、本研究により定量的に健全度を把握し、適切な対策工を選択する手法を確立することとしており、過年度までに「土留め擁壁の健全度と相関する指標」を提案し、対策工を施した土留め擁壁について指標及び対策効果を検証したところである。 今年度については、健全度評価を実施するに必要となる指標の基準値の検討を行い、土留め擁壁の健全度診断手法の確立及び変状事例集等を含めた診断・修繕に関するマニュアルの作成を行うこととする。 本業務の実施にあたっては、多種ある土留め擁壁の健全度を評価する「指標とその基準値」の一般解を取得する必要があるため、効率的かつ信頼性を有する過程による調査の実施が必要であり、鉄道技術について豊富な知識を有し及びデータを集積し、解析できる知見を有することが求められる。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施し評価した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。 | 13,992,542 | 13,965,000 | 99.8% | 1 | 公財 | 国所管 | 1 | |
| 港湾工事における潜水作業マニュアル検討業務 | 支出負担行為担当官 国土交通省港湾局長 山縣 宣彦 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.12.6 | (特社)日本潜水協会 東京都港区新橋3-4-10 | 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4の第3項 専門的知識を有する者から業務提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため | 11,630,683 | 11,500,000 | 98.9% | 6 | 特社 | 国所管 | 1 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--------------------------------------|---|-----------|--|--|------------|------------|-------|--------------|-------------|----------------------|-------------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人 の区分 | 国所管、 都道府県 所管の区 | 応札・応募 者数 | |
| 港湾・空港工事積算システム歩掛等データ追加・修正 | 稗田 昭人 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目 | H24.12.6 | (特財)港湾空港建設技術サービスセンター | ・会計法第29条の3第4項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要な優れた情報資料及び技術等を有するとして特定したものである。(企画競争方式) | 8,937,535 | 8,340,000 | 93.3% | 6 | 特財 | 国所管 | 1 | |
| 堤防の被災メカニズム等検討業務 | 支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 足立 敏之 国土交通省水管理・国土保全局 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.12.11 | (財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1 ニッセイ虎ノ門ビル | 本業務は、近年発生している局地的豪雨や平成24年7月の九州北部豪雨などによる出水を踏まえ、防災意識の向上及び堤防強化事業の理解促進に資するため、越水、浸透、侵食、地震等による河川堤防の被災メカニズム及び対策工法等について被災原因毎に体系的に整理・分析を行うとともに、わかりやすく説明するための説明方策及び説明資料について検討を行うことを目的としたものである。 本業務を遂行するには、堤防の被災メカニズムに関する調査・研究実績を有するなど高度な技術や経験が必要とすることから、企画競争による手続きを行った。その結果、(財)国土技術研究センターの提案は、堤防の被災メカニズムを検討するにあたって考慮すべき事項として、堤防構造や堤防機能について把握しているとともに、資料の収集方法やプレゼンテーションの方法についての具体的な提案が示されたことから、優れているものであるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、(財)国土技術研究センターと随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号 | 6,961,500 | 6,898,500 | 99.1% | 2 | 特財 | 国所管 | 1 | |
| 平成24年度 社会情勢等の変化を踏まえた道路構造のあり方に関する検討業務 | 支出負担行為担当官 道路局長 前川 秀和 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.12.17 | (財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1 | 本業務は、今後の道路構造基準のあり方を検討するため、自転車専用通行帯、ラウンドアバウト等の諸外国の法令等の道路構造基準における位置づけについて調査を行う。また、平成23年度の道路構造令等の改正を踏まえて、地方公共団体が道路構造令等を参照して定めた条例における独自基準について整理し、道路構造基準に対するニーズの把握を行うものである。 本業務では、幅広い分野からの確に情報を収集し、分析を行う必要があることから、業務の効率的な検討・分析方策等について、企画競争方式による実施手続きを行うこととした。 本業務に対しては、2者が企画提案書を提出し、これに基づき審査が行われた。 結果として、財団法人 国土技術研究センターが提出した企画提案書に記載された実施方針・実施フロー、特定テーマについて、業務遂行するうえで最も妥当なものであった。特に、実施方針・実施フローにおいて、諸外国の道路構造基準に関する調査や、地方公共団体の道路構造基準に対するニーズ等の実態把握について、業務内容、作業量を的確に認識しており、特定テーマに対する企画提案においても、過去の同種業務の経験を踏まえつつ、諸外国の道路構造基準に関する調査における調査対象国選出の考え方と具体的な調査方法が的確にまとめられており、同社の提案が優位なものと認められた。 以上のことから、当該業務の実施者として財団法人 国土技術研究センターを特定し、随意契約することとした。(会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号) | 15,109,500 | 15,067,500 | 99.7% | 2 | 特財 | 国所管 | 2 | |
| 訪日外国人旅行者向け免税制度に関する実態調査及び効果検討 | 支出負担行為担当官 観光庁次長 志村 格 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.12.17 | (公財)日本交通公社 東京都千代田区大手町2-6-1 | 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、輸出免税取引制度について、我が国の制度(免税対象物品、販売場免税方式、輸出品販売場の許可制度等)の現状と諸外国の制度の実態を踏まえつつ、免税対象物品の見直し、出国時還付手続の導入の可能性も含め、より適切な制度のあり方に関する調査、検討を実施するものである。 本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 | 11,986,700 | 11,968,195 | 99.8% | - | 公財 | 国所管 | 7 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|--|-----------|---|--|-----------|-----------|-------|--------------|-------------|----------------------|-------------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人 の区分 | 国所管、 都道府県 所管の区 | 応札・応募 者数 | |
| 平成24年度公共空間としての道路の機能向上に関する資料作成業務一式 | 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 森北 佳昭 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 | H24.12.21 | (特財)道路環境・道路空間研究所 東京都江東区木場2-15-12 MAビル3階 | 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、「賢く使う」視点から、関東地方の交通結節点機能の高度化や立体道路制度活用を推進するため、諸外国を含めたストリートファニチャーの整備や空間活用の制度及び仕組みについて整理し事例集を作成事例集の活用で管内の事業に新たな視点を取り入れることを目的とするものである。 本業務を遂行するためには、その企画内容等により大きく成果が左右されることが考えられることから、「配置予定技術者(主たる担当者)の経験及び能力」、「業務実施方針及び手法」、「特定テーマに対する提案」について企画提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争により選定を行った。 財団法人道路環境・道路空間研究所は、企画提案書をふまえ当該業務を実施するのにふさわしい業者であり、上記業者と契約を行うものである。 | 8,956,500 | 8,925,000 | 99.6% | 2 | 特財 | 国所管 | 1 | |
| 鉄道に関する技術上の基準を定める省令第50条(電気機器、配電盤等の施設)等に関する調査検討一式 | 支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 藤井 健 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.12.28 | (社)日本鉄道電気技術協会 東京都台東区上野2-12-20 | 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 鉄道の技術基準は、平成13年に数値等を規定する仕様規定から、求められている性能を規定する性能規定に変更になった。また、この技術基準の具体的な値を示したものと解釈基準を示し、鉄道事業者は、この解釈基準を参考に自らの基準を定めているところである。 本調査については、上記実態を踏まえ、鉄道に関する技術基準の見直しの基礎資料とするため、基準運用上の問題点や新技術について調査検討することが目的である。 本業務の実施にあたっては、鉄道の技術について豊富な知識を有している必要があり、さらに、当該調査報告をまとめるにあたっては、鉄道事業者からの協力を得ることができる体制を有することが必要である。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。 | 4,999,157 | 4,941,982 | 98.9% | - | 特社 | 国所管 | 1 | |

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。